

入札説明書

山梨県市町村職員共済組合（以下「本組合」という。）が発注する、梨共済公告第1422号に関する一般競争入札公告に基づく入札については、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）、その他関係法令及び山梨県市町村職員共済組合物品及び役務の提供等に係る一般競争入札事務取扱要領に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日

令和7年9月16日

2. 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

カラー複合機の賃貸借及び保守業務

(2) 履行場所

山梨県甲府市蓬沢一丁目15番35号 山梨県自治会館6階

(3) 履行期間

① 設置及び設定 令和7年10月31日まで

② 賃貸借期間 令和7年11月1日から令和12年10月31日まで

③ 保守業務期間 令和7年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 賃貸借及び保守業務の内容

別添「仕様書」のとおり

(5) 契約方法

賃貸借契約については、賃借人（本組合）、受注者（入札参加者で落札した者）及び賃貸人（受注者が指定するリース取扱事業者）の三者による契約（第三者賃貸方式による契約）となる。ただし、受注者自身がリース事業を取り扱っている場合は、受注者と賃貸人が同一となることも可能である。

保守業務については、受注者が入札した単価（モノクロコピー及びフルカラーコピー）によるカウンター方式（最低料金の設定可）とし、上記賃貸借契約とは別に、本組合と受注者が調達した機種メーカー又は保守委託先との間で別途契約を締結する。

3. 入札参加資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (3) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当すること。
- (4) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 71 条に該当しない者であること。
- (5) 官庁（国のすべての機関）及び地方公共団体等から、指名停止又は一般競争参加資格停止若しくは営業停止（以下「指名停止等」という。）を受けている期間に該当しない者であること。なお、指名停止等を受けている者が、会社（法人）の本店・支店・営業所等のいずれかであっても、本競争の参加資格はない。
- (6) 次のいずれかに該当する者であること。
- ① 最新有効期間年度競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」若しくは「役務の提供等」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。
 - ② 山梨県物品等入札参加資格者名簿の「物品」若しくは「役務」に登載されている者であること。
- (7) 仕様書に示す機器を確実に調達し、業務内容を確実に遂行し得る者又は遂行させることができる者であること。
- (8) 競争参加資格申請書等本組合に対する提出書類に虚偽の事実を記載していないこと。
- (9) 本組合において、競争参加資格要件を審査した結果、競争参加資格を有する旨通知された者であること。
- (10) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者
- ① 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等（その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - ② 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不等な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

- (11) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。
- (12) 破壊防止法（昭和 27 年法律第 240 号）に基づくところの破壊的団体及びその構成員でないこと。

4. 入札説明書及び仕様書並びに関係書類の交付等

(1) 交付方法

令和 7 年 9 月 16 日（火）から令和 7 年 9 月 26 日（金）までの間において本組合ホームページ（<https://www.yamanashi-kyosai.jp/>）に掲示するとともに、午前 9 時から午後 5 時までの間（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）に下記の場所において交付する。

(2) 交付場所

山梨県甲府市蓬沢一丁目15番35号 山梨県自治会館 6 階
山梨県市町村職員共済組合 総務課

5. 仕様書に関する質問及び回答

(1) 質問受付期間

令和 7 年 9 月 16 日（火）から令和 7 年 9 月 26 日（金）までの間の午前 9 時から午後 5 時までとする。（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）

(2) 質問提出方法

「質問書」（様式第 7 号）に記入のうえ、メールにて提出すること。

(3) 問い合わせ先及び提出先メールアドレス

山梨県市町村職員共済組合 総務課企画担当（岡・青嶋）
電話：055-232-7311
Eメール：shomu@yamanashi-kyosai.jp

(4) 質問に対する回答

令和 7 年 9 月 29 日（月）までに、入札参加予定者宛て F A X 又は E メールにより回答する。

6. 入札説明会

実施しない。

7. 競争参加資格要件確認の申請

本件の一般競争入札に参加を希望する者は、「競争参加資格要件確認申請書」

(様式第2号)に必要書類を添えて次に記載のとおり提出し、競争参加資格要件の確認を受けなければならない。この場合において、提出書類の内容について入札執行日の前日までに本組合から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 必要書類

- ① 競争参加資格要件確認申請書(様式第2号)
- ② 誓約書(様式第3号)
- ③ 競争参加資格(全省庁統一資格)又は山梨県物品等入札参加資格において、上記3の(6)の要件を満たしていることが確認できる書類(資格審査結果通知書の写し等)
- ④ 適合証明書(添付書類としてのカタログその他資料を含む。)
- ⑤ 第三者賃貸方式による貸付を行えることの証明書(第三者賃貸方式による契約を予定している場合のみ提出)

(2) 提出期限

令和7年9月26日(金) 午後5時まで

(3) 提出先

〒400-8587

山梨県甲府市蓬沢一丁目15番35号 山梨県自治会館6階

山梨県市町村職員共済組合 総務課企画担当

(4) 注意事項

- ① 提出方法は、持参又は郵送とし、郵送の場合は記録の残る郵送方法とすること。また、提出期限を過ぎての提出は受け付けない。
- ② 提出期限以後における申請書等の差し替え又は再提出は認めない。

8. 競争参加資格要件の審査及び確認結果の通知

(1) 競争参加資格の確認結果通知

本組合は、提出された競争参加資格要件確認申請書等の内容審査を行い、入札参加資格を有するものであるかを審査する。この結果は「競争参加資格要件確認結果通知書」(様式第4号)を郵送することにより通知する。通知日時及び通知先住所は以下のとおり。

① 通知日時

令和7年9月29日(月)までに通知する。

② 通知先住所

競争参加資格要件確認申請書に記載された住所

(2) 入札参加資格がないとされた者に対する理由の説明

上記(1)の競争参加資格要件確認結果通知書により入札参加資格がないとされた者には、競争参加資格要件確認結果通知書にその理由を付して交付する。

入札参加資格がないとされた者は、入札参加資格がないとされた詳細な理由について、説明要請書(様式第5号)により説明を求めることができる。

① 提出期限

令和7年10月3日（金） 午後5時まで

② 提出先

上記7の（3）と同じ

③ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は記録の残る郵送方法とする。）

④ 回答書の送付

本組合は、受理した説明要請書に対する回答書を令和7年10月7日（火）までに郵送する。

9. 入札書の提出方法等

（1）入札方法

入札に参加できる者は、競争参加資格要件確認結果通知書により入札参加を許可された者とし、入札方法は、郵便入札とする。

別添「郵便入札について」を確認のうえ、入札に参加すること。

また、入札にあたっては、山梨県市町村職員共済組合物品及び役務の提供等に係る一般競争入札事務取扱要領を遵守すること。

（2）入札書の提出方法

入札に参加する者は、郵便入札用の「入札書」（様式第8号の1）を郵送により提出する。郵送方法は、一般書留、簡易書留、レターパックプラスのいずれかの方法に限ることとし、提出期間内必着とする。

入札封筒（入札書等を封入する封筒）は、二重封筒とし、「郵便入札について」の2の（3）のとおりとすること。

ただし、郵送が困難な場合等においては、組合に入札書等を持参して提出することも可能とする。

（3）提出期間

令和7年9月29日（月）から令和7年10月7日（火）午後5時まで

（4）提出先

上記7の（3）と同じ

（5）入札書の記載方法

① 入札書には、次のア及びイの合計額を記載し、併せて内訳書を提出すること。

ア 賃借料

機器の調達に関する費用のほか、搬入、設置・調整、賃貸借終了後の撤去に関する費用を含めた賃貸借期間中（60ヶ月）の賃借料の合計金額

イ 保守料

仕様書に記載の1ヶ月当たりの使用想定枚数にモノクロコピー及びフルカラーコピーそれぞれの単価を乗じることにより算出した月額に60を乗じた金額

② 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算

した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

③ 入札書の日付は、作成日又は入札日の日付を記入すること。

(6) 入札保証金

免除する。

(7) 最低制限価格

無し

(8) 入札の無効

山梨県市町村職員共済組合物品及び役務の提供等に係る一般競争入札事務取扱要領第17条に該当する入札及び「郵便入札について」の7 郵便入札の無効 に記載した内容は無効とする。

10. 開札及び落札者の決定方法

(1) 開札日時

令和7年10月8日（水） 午前10時

(2) 開札場所

山梨県甲府市蓬沢一丁目15番35号 山梨県自治会館 6階
山梨県市町村職員共済組合会議室

(3) 立会い

入札者の立会いは要しないが、入札参加者で立会いを希望する場合は、開札日の3日前までに本組合へ連絡のうえ、開札時刻までに開札場所へ参集する。

その際は、競争参加資格要件確認結果通知書の写しを持参することとし、代理人が立会いを希望する場合は、本組合で規定する「委任状」（様式第10号）を郵送にて送付するので、競争参加資格要件確認結果通知書の写しと併せて提出することとする。

(4) 落札者の決定方法

開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

予定価格の制限の範囲内で入札をした者がいないときは、「郵便入札について」の5 再度入札について に記載の方法により同日午後3時30分から再度入札を行う。再度入札を行う場合は、電話で連絡するので、参加する場合は午後3時までに書類を提出すること。

再度入札は1回とし、再度入札を行っても落札者がいない場合は、随意契約に移行する場合がある。

なお、落札となるべき価格と同価格の入札者が複数あるときは、「郵便入札について」の6 同額入札の場合 に記載の方法により落札者を決定する。

(5) 入札結果の連絡

落札者には、電話で連絡し、各入札参加者には郵送（簡易書留）により通知する。

11. 公正な入札の確保

(1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 入札参加者は、入札に当たり競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談もしてはならない。

(3) 入札参加者は、入札前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(4) 入札参加者は、入札前に他の入札参加者を探る行為をしてはならない。

12. 入札の延期又は中止

天災等の不可抗力による場合、入札参加者が連合し、若しくは不穏な行動をなす場合等やむを得ない理由により入札を執行できない場合又は入札を公正に執行することができないおそれがあると認められた場合は、既に入札公告に付した事項の変更又は当該入札の延期若しくは中止をすることがある。

この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、本組合は賠償の責任を負わないものとする。

13. 入札の辞退

入札参加者が入札を辞退する場合は、次に掲げるところにより「入札辞退届」（様式第 9 号）を提出するものとする。

(1) 入札辞退届を持参する場合は、開札日時までに上記 7 の（3）に提出するものとする。

(2) 入札辞退届を郵送（郵送方法は、一般書留、簡易書留、レターパックプラスのいずれかの方法に限る。）により提出する場合は、前日までに上記 7 の（3）に到着するようにし、併せてその旨を電話連絡するものとする。

14. 契約手続き

(1) 契約保証金

免除する。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 参加資格を満たさなくなった場合

落札者が契約締結の日までの間に、上記 3 に掲げた入札参加資格のうち 1 つ

でも満たさなくなっただ場合は、契約を締結しない。この場合において、本組合は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 契約金額

賃貸借契約と保守契約は、別々に契約を締結することとし、契約金額は落札価格ではなく以下の金額とする。

① 賃貸借契約

賃貸借期間中の賃借料の総額とする。

② 保守契約

モノクロコピー及びフルカラーコピーそれぞれの単価を基準とし、月額 of 最低料金の設定がある場合は当該料金も考慮する。

15. 費用負担

(1) 入札書の作成、提出等に要する一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(2) 契約に要する費用は、全て落札者の負担とする。

16. その他

提出された書類は、本組合において提出者に無断で他の目的に使用できないものとする。また、提出された書類は返却しない。